

平成20年10月1日制定

(21.9.1改定)

(24.9.1改定)

たなべえ着ぐるみ貸し出し要領

1 主旨

田辺商工会議所（以下「商工会議所」という。）は、田辺市全体をPRするため、市民活動グループや団体及び企業などが企画・実施しているイベント等で適当と認められるものに対し、たなべえ着ぐるみを貸し出しするものとする。

2 貸出対象者

田辺市内に在住、在籍、在勤の市民活動グループや団体及び企業など。
団体の責任者は社会人であること。

3 貸し出し条件

- ①個人・団体のマスコットとして独占的に使用しないこと。
- ②政治・宗教・思想、営利等の活動に利用しないこと。
- ③法令及び公序良俗に反しないこと。
- ④田辺市のイメージを損なうような使用をしないこと。
- ⑤着用する際、着用中は補助者が必ず1名以上付くこと。
- ⑥大切に扱うこと。強く持たないこと。
- ⑦汚さないこと。着ぐるみの顔や頭部が非常に汚れやすいので注意すること。
- ⑧火気・水気に近づけないこと。
- ⑨着ぐるみで事故等があった場合、主催者の責任とすること。
- ⑩着ぐるみ内は高温になるため、中に入っている人のケアを随時行なうこと。
- ⑪イベント保険等に加入すること。
- ⑫主催者以外は着ぐるみを使用しないこと。

4 貸出方法等

貸し出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、商工会議所に来所し、着ぐるみを直接受け取ることを原則とする。なお、使用後は責任を持って速やかに返却しなければならない。尚、貸し出しに伴う搬出及び搬入は借受者が行い、返却時に商工会議所の点検を受けるものとする。

5 貸出期間

貸出期間は、2日以内とする。但し、それ以上の期間が必要な場合、都度相談するものとする。

6 利用料金

貸出1回につき1万円とし、貸出時までに商工会議所に支払うものとする。
着ぐるみを2日以上着用する場合は、着用1日につき5000円を追加で支払うものとする。

※屋外イベントで、雨天等のため使用できなかった場合の料金は不要とする。

7 着ぐるみに入る者の制限

- ①高校生以上（18歳未満は必ず保護者または責任者の同意を得てください。）
- ②身長155～175cm、足の大きさ27cm以内
（着ぐるみが窮屈な場合、無理な着用は禁止します。）

8 申し込み方法

「たなべえ着ぐるみ使用承認申請書」に必要事項を記載の上、商工会議所へ持参・郵送・Eメールのいずれかで提出。貸し出しを希望する日の10日前までに申込書を提出。

9 審査・承認

商工会議所は、提出された申請内容を審査し、承認を通知する。

10 弁償

返却時に着ぐるみに汚れや損傷が生じていた場合、利用者はクリーニング・修理・修復等に必要な費用を負担しなければならない。修復が困難な状態まで損傷した場合は、利用者が代替品の製作費用を弁償しなければならない。なお、修復、代替品の製作等は商工会議所が行い、利用者は費用を負担するものとする。

11 その他留意事項

- ① 商工会議所は、利用承認書をすでに交付した場合でも止むを得ない事情があると認めた場合は、利用承認を取り消すことができる。
- ② 着ぐるみの利用にあたって必要となる搬出入は利用者が行なうものとする。
- ③ 雨天等で天候が悪化している場合の屋外利用は認めない。
- ④ 着ぐるみの利用に際しては、安全に十分配慮するとともに、補助者が必ず1名以上付くこととする。
- ⑤ 着ぐるみの利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、利用者の責任において適切に処理すること。
- ⑥ 着ぐるみの改造は認めない。
- ⑦ 虚偽の申請により着ぐるみを利用しようとする者または上記条件に反する者が主催する行事等に対しては、利用承認を取り消すものとする。
- ⑧ 子どもたちの夢を壊さぬように、着替える場所を確保した上で利用すること。
- ⑨ 脱いだ後の着ぐるみを人目にさらさないこと。移動の際にも配慮すること。
- ⑩ その他要領に定めのない事項については商工会議所と協議すること。



【問合せ先】

田辺商工会議所
和歌山県田辺市屋敷町1番地
TEL 0739-22-5064 FAX 0739-25-2783
E-mail t-cci@mb.aikis.or.jp